

環境部ネーミングライツパートナー審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境部所管施設にかかるネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定を厳正かつ公平に行うため、環境部ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 応募内容の審査に関すること。
- (3) 優先交渉権者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 環境部長
- (2) 環境部次長
- (3) 環境部環境総務課長
- (4) 環境部清掃事業課長
- (5) 環境部日乃出クリーンセンター所長
- (6) 環境部埋立処分場長

2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、環境部長とする。
- 3 副委員長は、環境部次長とする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員長、副委員長、環境部環境総務課長および対象施設所管課長の出席をもって開催する。
- 4 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境総務課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。